



財務局長会議において挨拶する竹中大臣と伊藤副大臣（7月27日） → [P.5](#)に関連記事



ジャパン・ソサエティにおいて講演する竹中大臣（8月12日） → [P.7](#)に関連記事

目次

【トピックス】

- 平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について 2
- 平成16年3月期における不良債権の状況等について 3
- 経営健全化計画の履行状況報告について 3
- 平成16年度金融庁政策評価実施計画の策定等について 4
- 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について 5
- 財務局長会議の開催について 5
- 竹中大臣の訪米について 7

【ピックアップ：中小企業金融】

- ☆ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定について
（第3回：「地域貢献」） 8
- ☆ 「平成16事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」について 9
- ☆ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正」について 11
- ☆ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について 14

【金融ここが聞きたい！】 17

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：公的資金による資本増強
 - (1) 過去の資本増強についての制度の実施状況（制度・増強額・残高 等） 19
 - (2) 金融機能強化法（公的資金新法）の今後の運用方法について 19

【お知らせ】 21

【7月の主な報道発表等】 22



【トピックス】

平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について

金融庁においては、先般（7月28日）、「平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」を公表し、平成16検査事務年度における検査の実施方針や実施予定数を明らかにしました。検査基本方針及び検査基本計画の概要は、以下のとおりです。

（注）平成16検査事務年度：平成16年7月～平成17年6月

1. 検査基本方針の概要

本検査事務年度の検査基本方針においては、検査重点事項として、①強固で活力ある金融システムの構築に向けた対応、②中小企業再生や地域活性化への貢献に係る対応、③金融機関の利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた対応、④検査態勢の充実等を掲げています。

検査基本方針の特色は、次のとおりです。

- ① 主要行グループに対して、平成16年9月期を対象として前期のフォローアップに留めず特別検査を実施するほか、自己査定と検査結果の集計ベースでの格差公表等を継続して実施するとともに、高度かつ複雑な取引や経営管理（ガバナンス）の状況について検証するなど、深度ある検査を一層推進すること。
- ② ペイオフ解禁拡大への対応状況の検証として、地域金融機関に対するマニュアル2巡目検査を17年3月末までに実施するほか、決済用預金の導入のためのシステム変更に係るシステムリスク管理態勢等を検証すること。
- ③ 地域金融機関の中小企業再生の支援に向けた取組みを検証するとともに、マニュアル別冊に基づき中小企業の経営実態等に即した的確な検査を推進すること。
- ④ 利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して、顧客情報管理態勢等について重点的に検証するほか、一層深度ある検証を行う観点から検査情報受付窓口を設置すること。
- ⑤ 検査態勢の充実等の施策として、検査手続に係る指針の策定、重点的かつ機動的な検査の実施、双方向の議論の充実による深度ある検査の実施、指導態勢の充実等の組織的な取組み等を盛り込んだこと。

2. 検査基本計画の概要

本検査事務年度の検査基本計画は、預金等受入金融機関340機関、保険会社15社、証券会社等80社、貸金業者等その他の金融機関340社のほか、政策金融機関・郵政公社7機関の検査を予定しております。

※ 「平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」の公表について](#)（平成16年7月28日）にアクセスしてください。



平成 16 年 3 月期における不良債権の状況等について

平成 16 年 3 月期の全国銀行の不良債権残高（金融再生法開示債権ベース）は 26.6 兆円となっており、全体として平成 15 年 3 月期の 35.3 兆円と比べて▲8.7 兆円減少しました。

これを内訳別にみると、比較的风险の小さい要管理債権については▲5.5 兆円の減少となり、よりリスクの大きい危険債権及び破産更生等債権については▲3.2 兆円の減少となりました。

不良債権が減少した主な要因としては、要管理債権については、債務者の業況改善等により債権の健全化が進んだこと、危険債権及び破産更生等債権については、オフバランス化が進んだことが挙げられます。

※ 平成 16 年 3 月期の不良債権の状況等について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「16 年 3 月期における不良債権の状況等（ポイント）」（平成 16 年 7 月 30 日）](#)」にアクセスしてください。

経営健全化計画の履行状況報告について

早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関については、優先株の消却等を行うまでの間、経営健全化計画の履行状況について報告を求め、これを公表することとされています。

7 月 30 日に、各金融機関より平成 16 年 3 月期決算に基づく履行状況の報告がなされ、各金融機関においてその内容が公表されました。金融庁においても集計ベースで公表を行っています。

（注）経営健全化計画とは、資本増強の申請を行った金融機関に対して早期健全化法第 5 条第 1 項に基づき提出を求めるものであり、経営の合理化のための方策等を含んだ 4 年分の計画となっています。

※ 経営健全化計画履行状況報告（集計ベース）及び各行の経営健全化計画履行状況報告について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「経営健全化計画の履行状況報告について」（平成 16 年 7 月 30 日）](#)」にアクセスしてください。



平成 16 年度金融庁政策評価実施計画の策定等について

1. はじめに

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

2. 政策評価実施計画の内容

平成 16 年度の実施計画（計画期間：16 年 7 月 1 日～17 年 6 月 30 日）においては、昨年に引き続き、実績評価、事業評価、総合評価を実施することとしています。

(1) 実績評価

平成 16 年度の評価対象とする具体的な政策・目標は、「実績評価における政策・目標一覧」で示した「基本目標」、「重点目標」、「政策」及び「重点施策」のとおりとし、それぞれの重点施策の具体的な内容は、「平成 16 年度重点施策の実施内容等」において整理しています。

また、今後の評価をより良いものとするために、今回から、評価対象とする政策、参考指標及び評価の方法に関して意見募集を行っています（パブリック・コメント手続）。

(2) 事業評価

事業評価については、平成 15 年度と同様、情報等の分野の事業（予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定する主なもの）を対象とすることとしています。

(3) 総合評価

総合評価については、平成 16 年度から「金融システム改革（日本版ビックバン）」の評価に着手することとしています。

※ 平成 16 年度金融庁政策評価実施計画のパブリック・コメント手続について、詳しくは、金融庁ホームページの「パブリック・コメント」から [「平成 16 年度金融庁政策評価実施計画」の策定等について](#)（平成 16 年 7 月 7 日）にアクセスしてください。（意見締切 平成 16 年 11 月 30 日）



預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

昨年9月12日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドラインを改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表しています。

これによると、調査を開始した平成15年9月以降、本年6月30日までに、金融庁及び全国の財務局等において、5,017件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、本年6月30日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、2,020件の利用停止、1,327件の強制解約等を行っています。

※ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」\(平成16年8月4日\)](#)」にアクセスしてください。

財務局長会議の開催について

金融庁は、7月27日、本事務年度(平成16年7月～平成17年6月)第1回目の財務局長会議を開催しました。会議においては、竹中大臣及び伊藤副大臣からの挨拶に引き続き、五味長官の挨拶、当庁各局、証券取引等監視委員会事務局及び公認会計士・監査審査会事務局から業務説明を行いました。

大臣挨拶の概要は、

「金融庁は、本年度末までに主要行の不良債権問題を解決して、構造改革を支えるより強固な金融システムを構築するための「金融再生プログラム」に基づく様々な施策を進めている。また、中小・地域金融機関については、リレーションシップバンキングの機能強化に取り組んでいる。各財務局長においては、引き続き、管内の中小・地域金融機関による機能強化計画の実施状況を把握するとともに、その着実な実行を促すなど、リレーションシップバンキングの機能強化に向けた取組を着実に進めて頂きたい。

次に、17年4月からのペイオフ解禁拡大については、各金融機関が緊張感をもって一層真剣に経営基盤の強化と収益力の向上に取り組むことにより、金融システム全体が効率化していくとの観点から、これを是非予定通り実施をしていくことが重要であると考えている。各財務局長においては、預金保険制度に対する誤解や周知不足から預金者に混乱が起きることのないよう、引き続き、適切な広報活動を実施して頂くよう、是非お願いしたい。

第3に、6月4日に閣議決定された「骨太2004」であるが、本年度末までの集中調整期間の終了後も金融セクターにおける構造改革の手綱を緩めることなく、日本の金融セクターを更に強化・充実させて、成長の基盤を築くとともに、平成16年度末を目途に「金融重点強化プログラム」を策定して国際



的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるようになることを目指すこととされている。金融庁としては、この「骨太方針」の指摘を踏まえ、「重点強化プログラム」の策定に向けて、幅広く入念に検討を進めていく必要があると考えており、その過程で各財務局長の様々な意見も是非反映させて頂きたい。

最後に、郵政民営化という非常に大きな制度設計が控えている。経済財政諮問会議において、この「民営化に関する論点整理」をしており、また「五つの原則」というのも定めている。この秋頃に基本方針が取りまとめられるということであり、それに向けて様々な議論をしているが、その過程においても是非経済の最前線の各財務局長の意見等も伺いたい。」というものでした。

副大臣挨拶の概要は、

「第1点は、中小・地域金融機関においては、リレーションシップバンキングの機能強化計画に基づき、中小企業金融再生に向けた取組みとして、早期事業再生に向けた取組みや担保・保証に過度に依存しない融資等新しい中小企業金融等の各種取組みを推進している。各財務局・財務事務所においては、管内の中小・地域金融機関の取組み状況についての的確なフォローアップをよろしくお願ひしたい。また、各財務局等には「中小企業金融モニタリング」をスタートして頂き、本年5月には第3回目を実施して頂いている。各財務局等においては、そこで得られた情報等を、管内の中小・地域金融機関の検査・監督はもとより、機能強化計画のフォローアップ等にも積極的に活用して頂き、地域・中小企業金融の更なる円滑化に努めて頂きたい。

第2に、金融分野における個人情報保護に関し、金融機関等において最近、顧客情報の紛失等が相次いでいることは大変遺憾である。金融分野における個人情報保護のあり方については、来年4月の「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に向け、政府全体としての「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、金融審議会特別部会等で検討を進めている。今後、秋口までに、各分野における措置の内容をガイドライン等の形で網羅的に明らかにし、公表するとともに、年内には、法制上の措置の必要性を含めて、その結論を得られるよう検討を進めることとしている。金融庁としては、金融審議会等での検討結果等も踏まえ、適切に対処していきたいと考えているが、各財務局においても、所管金融機関において厳格な情報管理が行われるよう、対処して頂きたい。

第3に、外国為替証拠金取引に関し、近年、市場規模の拡大とともにトラブル・苦情が増加しており、中には訴訟や刑事事件に発展するケースも見られるなど、早急に適切な投資家保護が必要とされている。このため、金融審議会第一部会においては、本年4月以降、外国為替証拠金に関する規制のあり方について議論を行い、6月23日、報告を取りまとめたところである。本報告においては、外国為替証拠金取引を金融先物取引法の対象とすること、監督官庁への業者登録の義務付け、そして顧客の要求に基づかない電話・訪問による勧誘の禁止、業者に対する説明義務や財務規制等の所要の措置を講ずるべきこと等が指摘されており、金融庁としても、本報告を踏まえて、出来る限り早期の国会に法律案を提出すべく準備を進めていく所存である。」というものでした。

当庁各局による業務説明においては、各局における諸問題や活動状況について説明が行われ、その後、それに対する質疑・応答を行いました。



竹中大臣の訪米について

竹中大臣は、8月11日～14日にかけて訪米し、ハーバード前CEA（大統領経済諮問会議）委員長、カミングNY連邦準備銀行第一副総裁、セインNY証券取引所CEO（最高経営者）と会談を行いました。会談では、主に日米経済について意見交換が行われ、竹中大臣から、主要行の不良債権比率を平成16年度末までに半分程度にするという目標の達成が目前になっており、金融セクターをはじめとする我が国の改革はリアクティブなものからプロアクティブなものに変化してきていると説明し、これに対して米側からも支持を得ました。

また、ジャパン・ソサエティーでは、日本経済の現状等について講演を行い、我が国における改革の動向に大きな関心が示されました。

今回の訪米においては、金融セクター改革をはじめとする我が国の改革について、米国の経済界を中心とする幅広い層から深い理解を得ることができたという点において、非常に有意義なものとなりました。



【ピックアップ：中小企業金融】

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定について

(第3回：「地域貢献」)

アクセスFSAでは、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(以下、「監督指針」)の内容についてより多くの方に知っていただくため、4回にわたって詳細な解説を連載しています。

第3回目となる今回は、「監督指針」の策定に当たり、新たに「監督上の評価項目」の一つとして設けられた「地域貢献」について解説します。

地域貢献

「監督指針」における「地域貢献」とは、金融審議会分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)の記述からも明らかなように、ボランティアや企業メセナといった取組みも含んだ広い意味での「地域貢献」ではなく、あくまで、本業である金融活動を通じての地域経済への貢献を意図しています。また、金融監督が金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保を目的とするものである以上、地域貢献の充実それ自体は、金融機関の経営判断に基づき行われるものであり、その評価については、市場規律の下、金融機関の利用者に委ねることが適当と考えています。

ただし、地域貢献のあり方が金融機関の収益力や財務の健全性に顕著な影響を与える可能性に着目し、必要に応じ監督上の対応に反映させる必要があると考えています。

こうした考え方の下、本項目では、地域貢献について、監督上の着眼点を整理するとともに、監督上の手法・対応を規定しています。

(1) 主な着眼点

監督上の着眼点として、

- ① 地域貢献に関する基本的な経営姿勢が明確化されるとともに、経営の健全性の確保との両立が図られているか、
- ② 地域貢献に関する取組みを利用者が適切に評価できるよう、ディスクロージャー等情報開示に係る取組みが行われているか、
- ③ 地域貢献が収益力や財務の健全性に与える影響についての的確な分析を行うための収益管理態勢の整備が図られているか、

等を整理しています。

(2) 監督手法・対応

トップヒアリング及び総合的なヒアリングの機会を活用し、地域貢献に対する取組みに関する現状認識について説明を求めるとともに、取組み状況を把握することとしています。

また、収益性の改善や経営の健全性の確保等が必要と認められる金融機関について、地域貢献に対する取組み姿勢についても改善が必要と認められる場合には、収益性や経営の健全性等に着目した監督上の枠組みの中で監督上の措置を講じることとしています。

なお、「地域貢献」の具体的な取組みの内容は、中小・地域金融機関の規模、特性等により当然に異なってくることから、当局が一律の判断・評価基準を設けることにより、金融機関が個性ある取組みを進めることを阻害し、画一的な対応を招かないよう、「監督指針」では敢えて「地域貢献」の定義等は設けていません。



今回は、「検査部局等との連携」及び「行政指導等を行う際の留意点」について解説します。

※ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」について、詳しくは金融庁ホームページの「報道資料など」から、[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針について」（平成16年5月31日）](#)にアクセスして下さい。

※ 金融審議会金融分科会第二部会報告（平成15年3月27日）については、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「答申・報告書等」のうち、[「平成15年3月27日 「リレー ションシップバンキングの機能強化に向けて」（金融審議会金融分科会第二部会報告）」](#) (PDF) にアクセスして下さい。

「平成16事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」について

金融庁は、本年5月に策定された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「監督ハンドブック」という。）に基づき、「平成16事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」（以下「監督方針」という。）を策定し、去る7月27日に公表しました。「平成16事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」の概要は、以下のとおりです。

（注）平成16事務年度：平成16年7月～平成17年6月

1. 経緯等

監督ハンドブックにおいては、「監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度当初に、当該事務年度の監督方針を策定・公表する」とされています。

これは、中小・地域金融機関については、財務局等を通じて多数かつ多様な金融機関の監督を行うこととなるため、各事務年度における監督に当たっての基本的考え方及び重点事項について統一的に示す必要があることから、本事務年度より「中小・地域金融機関向け監督方針」を策定・公表することとしたものです。

平成16事務年度における中小・地域金融機関の監督に当たっては、監督方針を踏まえ、「総合的なヒアリング」をはじめとした各種ヒアリング等のオフサイトモニタリングを実施することとなります。

2. 構成

監督方針の構成は、まず、金融行政の基本的な目的を達成するための「基本的な考え方」を示した上で、次に、金融機関を取り巻く現下の状況に的確に対応するために、平成16事務年度における監督に当たっての「重点事項」を「間柄重視の地域密着型金融の着実な推進」、「金融機能の安定」、「利用者保護の確保と利便性の向上」に分けて整理しています。

3. 基本的考え方

「基本的な考え方」では、中小・地域金融機関についての現状認識と狭義の基本的考え方を示しています。

（1）中小・地域金融機関の現況とこれを取り巻く状況



まず、中小・地域金融機関を取り巻く状況について、以下のとおり示しています。

- ① 中小・地域金融機関については、現在、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）に基づき、中小企業金融の再生及び地域経済の活性化を推進するため、平成 16 年度を地域金融の「集中改善期間」の最終年度として、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化等を図っている。
- ② 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」においては、平成 17 年度及び平成 18 年度（「重点強化期間」）を対象とした「金融重点強化プログラム」（仮称）を平成 16 年末を目途に策定することとされており、特に地域金融については、「地域活性化・中小企業再生に貢献する地域金融や中小企業金融の構築」を柱とすることとされている。
- ③ 平成 17 年度からはペイオフ解禁拡大が予定されている。

こうした状況のなか、中小・地域金融機関の現況について、以下のとおり示しています。

- ④ 要注意先債権等の健全債権化等の経営支援機能の強化に向けた取組みや、早期事業再生、新しい中小企業金融（担保・保証に過度に依存しない融資への取組み等）といった取組みにおいて、着実な進捗が見られるなど、リレーションシップバンキングの機能強化は確実に図られてきている。
- ⑤ また、これら取組みを通じて、中小・地域金融機関の不良債権処理についても、全体的には着実な進展が図られてきている状況にある。

（2）基本的考え方

上記（1）の中小・地域金融機関を取り巻く現状認識を踏まえ、平成 16 事務年度においては、金融行政の基本的な目的（金融機能の安定、金融サービスの利用者保護、円滑な金融の確保）を達成するため、以下の基本的考え方に基づき、監督ハンドブックに則し、引き続き厳正で実効性のある監督行政を効率的・効果的に遂行することとしております。

- ① 金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切な監督上の対応につなげるため、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、定期的な面談や意見交換等を通じ、金融機関との十分な意思疎通の確保に努める。
- ② 私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断を、法令に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にあることを十分に踏まえ、金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮する。
- ③ 実効性の高い金融監督を実現するため、検査部局との間で「検査・監督連携会議」や日常的な情報交換等を通じ、十分な意思疎通を確保するなど、それぞれの独立性を尊重しつつ、検査部局との連携の強化に努める。

4. 重点事項

中小・地域金融機関を取り巻く現下の状況に的確に対応するため、平成 16 事務年度における中小・地域金融機関に対する監督にかかる「重点事項」として、金融行政の基本的な目的を踏まえつつ、「間柄重視の地域密着型金融の着実な推進」、「金融機能の安定」及び「利用者保護の確保と利便性の向上」の 3 つの柱を掲げています。

（1）間柄重視の地域密着型金融の着実な推進

地域金融に関する「集中改善期間」の終了に向けて、アクションプログラムに基づく各金融機関の機能強化計画の的確なフォローアップを行い、中小企業の再生と地域経済の活性化に向けた取組みを推進するとともに、不良債権問題の解決を目指すこととしています。



このため、各金融機関の機能強化計画に係る各種取組みが確実に実施され、その定着が図られるなど、間柄重視の地域密着型金融の着実な推進が図られるよう、特に「中小企業金融の再生の促進」「経営管理」「地域貢献」に重点を置いた適切な監督を行うこととしています。

(2) 金融機能の安定

金融機関について適切なリスク管理態勢や財務の健全性等を確保し、預金者・利用者の信頼を得ること等により金融機能の安定を図る必要があります。

このため、来年4月にペイオフ解禁拡大が予定されていること、最近の金利等の市場動向等を踏まえ、特に「ペイオフ解禁拡大に向けた対応」「資産査定、信用リスク管理の厳格化」「市場リスク管理態勢の整備」「収益管理態勢の整備と収益力の向上」に重点を置いた適切な監督を行うこととしています。

(3) 利用者保護の確保と利便性の向上

金融サービスの利用者の保護は、重要な課題の一つではありますが、金融機関の営業部店において顧客情報流出が頻発していること、いわゆるヤミ金融業者等による預金口座を利用した違法な取立てなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていること等を踏まえ、特に「顧客情報保護態勢の確立」「預金口座の不正利用等の防止」「説明態勢及び相談苦情処理機能の充実」「システム管理態勢の適切性の確保」に重点を置いた適切な監督を行うこととしています。

また、利用者のニーズを掘り起こし、これに対応した商品・サービスの開発・提供に努めることが金融機関に期待される中で、アクションプログラムに基づき、金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査を実施し、その結果の公表等を通じて、金融機関全体の利用者利便の向上を促すこととしています。

※ 「平成 16 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から [「平成 16 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」の公表について](#)（平成 16 年 7 月 27 日）にアクセスしてください。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正」について

第 159 回国会において「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下「金融機能強化法」という。）が成立し、地域等における金融の円滑化に向けた金融機関の取組みに対し国が資本参加することを通じて金融機能の強化を図る新たな公的資金制度が創設されました。同法の施行（平成 16 年 8 月 1 日）に伴い、今般、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「監督ハンドブック」という。）の一部改正を行い、同法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっての留意点を明確化しました。「監督ハンドブック」の一部改正の概要は、以下のとおりです。

1. 経営強化計画の記載事項に関する留意事項

金融機関が金融機能強化法に基づいて国の資本参加の申請を行う際に提出する経営強化計画には、「信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」の実施状況を示す指標として、「経営改善支援等取引先企業の数の取引先企業の総数に占



める割合」を記載することとされています。監督ハンドブックでは、当該「経営改善支援等取引先企業の数の取引先企業の総数に占める割合」について、具体的解釈を規定しました。

具体的には、

- ① 「取引先の企業の総数」には、個人事業者を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないこととし、
- ② 「経営改善支援等取引先」とは、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)の「中小企業金融の再生」の考え方にに基づき、「創業・新事業支援」「経営相談・支援」「早期事業再生」「担保・保証に過度に依存しない融資等(新しい中小企業金融)」にかかる取組みを行っている取引先とすることとしています。

2. 株式等の引受け等の決定に関する留意事項

株式等の引受け等の決定に係る各要件(経営改善目標とするコア業務純益ROAの上昇幅、経営改善目標達成のための方策、株式等の引受け等の額及び適切な資産査定各項目等)の審査に当たり特に留意すべき事項を規定しています。

例としては以下のとおりです。

- ① コア業務純益ROA(収益性の数値目標)の上昇幅
同一業態上位3割以内の実績以上であるかを目安とする。
- ② 資本参加額
同一業態中位以上の自己資本比率の水準を一つの目安としつつ、リスクの状況や地域における金融機能の発揮の観点からも確認する。
- ③ 資産査定適切性
経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものか、かつ、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

3. 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等

監督上の措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請について、特に留意すべき事項を規定しています。

(1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置

① 経営強化計画期間中

経営強化計画の始期から一定期間が過ぎたにもかかわらず、コア業務純益ROAの実績が計画始期を下回る場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとしています。また、合併等の抜本的な組織再編成以外の場合には、収益性の向上に係る経営の改善の目標の達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられてきたと認められない場合は、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとしています。

② 経営強化計画終期

(抜本的な組織再編成以外の場合)

経営強化計画の終期において、経営強化計画に経営の改善の目標として記載されたコア業務純益ROA、業務粗利益経費率又は不良債権比率の目標が達成されていない場合において、経営強化計画に記載された経営責任の明確化のための措置が講じられないときには、当該措置の実行を求める業務改善命令を発動するものとしています。

(抜本的な組織再編成の場合)

経営強化計画の終期において、コア業務純益ROAの上昇の実績が経営強化計画に記載



された目標を3割以上下回った場合又は業務粗利益経費率若しくは不良債権比率の実績が経営改善計画の始期と比較して低下していない場合には、その理由及び収益性若しくは業務の効率の向上又は不良債権の処理に向けた抜本的な改善策の報告を求め、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとしています。また、業務改善命令発動後、なお状況の改善が見られない場合には、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとしています。

(2) 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に関する方策に係る監督上の措置

① 経営強化計画に記載した「中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」又は「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由について報告を求めるとしています。また、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとしています。

② ①の指標の実績が2期連続で経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとしています。

(3) その他の場合の監督上の措置

協定銀行が引き受けた株式に所定の配当がなされない場合には、その理由及び抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとしています。

(4) 協定銀行に対する転換権の行使の要請

資本参加を受けた金融機関の自己資本比率が基準値未満となった場合等には、協定銀行に対する転換権行使の要請を検討するものとしています。

※ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正」について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正」について](#)（平成16年7月29日）にアクセスしてください。



「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について

1. 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」とは

金融庁では、中小企業等への金融の円滑化に向けた取組みの一環として、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」（通称「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」）を開設しています。

これは、中小企業が、金融検査マニュアルなどを理由に金融機関から不当な扱いを受けた場合等に、金融庁等に直接通報できるよう、ファックスや電子メールの受付窓口を設けたものです。

2. ホットラインに寄せられた情報の受付と活用の状況（平成16年6月末現在）

（1）受付状況

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付・活用状況については、四半期毎に公表することとしており、平成16年7月23日に第6回目の公表を行いました。平成14年10月の開設以降平成16年6月30日までに受け付けた情報の累積件数は1,487件となっています。受付状況の詳細は別表を参照してください。

※ 過去5回の公表内容については、それぞれ金融庁ホームページの政策ピックアップから[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」](#)にアクセスしてください。

（2）活用状況

① 金融機関全般に関する活用としては、貸し渋り・貸し剥がしホットラインに寄せられた情報を参考に、昨年7月、「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」（本ガイドラインは、その後「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の中に織り込み済み）を制定しました。

また、昨年8月に策定した「平成15検査事務年度検査基本方針及び基本計画」に基づき、平成15事務年度（平成15年7月～平成16年6月）の検査においては、上記事務ガイドライン等を踏まえ、特に借り手企業に対する説明責任の履行状況等の重点的検証を行ってきました。

更に、寄せられた情報を参考に、金融機関に対して、中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等を要請しています。

（参考）こうした取組みに加え、本年2月に改訂した「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」においては、金融機関と借り手企業との間の密度の高いコミュニケーションを通じた経営実態の把握状況等を検査において勘案することとしています。

② 個別金融機関に関する活用は、以下の方法により行っています。

(i) 受け付けた情報については、監督局において四半期毎にとりまとめ、金融機関の対応方針、態勢面等のヒアリングを実施しています。これらの情報のうち、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、臨機に、事実確認等のヒアリングを実施しています。

なお、これらのヒアリングの結果、監督上確認が必要と認められる場合には、銀行法第24条等に基づく報告を徴求することとしています。

(ii) 検査局においては、検査を実施する金融機関に関し、検査時まで受け付けた全ての情報や当該金融機関から徴求した報告の内容を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状



況や苦情処理態勢等の検証を行っています。

なお、検査の結果、問題があると認められる金融機関に対しては、銀行法第 24 条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求することとしています。

③ 具体的な活用の状況は、以下のとおりです。

(i) 本年1月1日から3月31日までに受け付けた情報については、監督局において、これを基に41金融機関に対してヒアリングを行い、そのうち監督上確認が必要と認められた2金融機関に対して、報告を徴求しました。

(ii) 本年1月1日から3月31日までに着手した検査においては、26金融機関の検査に際し、検査時まで寄せられた情報等を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行いました。

また、検査の結果、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等に問題のあった2金融機関に対し、上記期間において、その改善措置に関する報告を徴求しました。

④ なお、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報をより有効に活用し、政府全体として対応を図るため、中小企業庁と連携して関係省庁間の連絡会議を随時開催しています。

※ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成16年7月23日）」にアクセスしてください。また、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」について、詳しくは金融庁ホームページの「[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」](#)」を、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」について、詳しくは金融庁ホームページの「[金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）](#)」をアクセスしてください。

(別表)

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付状況
(平成16年4月1日から6月30日までの受付分)

(参考)

【受付件数】	4月1日から 6月30日までの 件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
	107	1,487

(注) 1件の情報で複数の機関に関するものなどがあるため、受付件数と下表二表の内訳の合計とは一致しない。

【業態別内訳（情報提供者の主張に基づく分類）】

	4月1日から6月30日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
主要行	30	469
地方銀行・第二地方銀行	24	429
信用金庫・信用組合	19	196
政府系金融機関	10	167
その他	34	328



【類型別内訳（情報提供者の主張に基づく分類）】

	4月1日から6月30日 までの件数	開設以降の件数 (H14. 10. 25以降)
新規融資拒否として情報提供されたもの	34	434
更改拒絶として情報提供されたもの	9	99
返済要求として情報提供されたもの	14	322
担保売却として情報提供されたもの	11	120
債権売却として情報提供されたもの	14	56
金利引上げとして情報提供されたもの	2	93
追加担保要求として情報提供されたもの	7	82
金融商品等の購入要請として情報提供されたもの	0	20
強引な経営関与として情報提供されたもの	0	13
その他として情報提供されたもの	43	699



【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q： 地銀、第二地銀の不良債権比率が減少したとのことですが、それについての見解を聞かせてください。

また、先日策定された「金融重点強化プログラム」（仮称）について、今後どのように進めていかれたいですか？

A： まず、地銀、第二地銀等々につきましては、これはリレーションシップバンキングの枠組みを作ったわけです。御承知のように、リレーションシップバンキングの枠組みで強化計画を皆さんに出してもらったのが、昨年8月だったのですよね。実質、その8月から稼働し出してまだ1年です。その過程で、少しずつではあるけれども成果が出て、そういう結果が出てきているというのは、これはやはり良い傾向だと思います。我々としては、このリレーションシップバンキングを、まだ1年ですから、これをしっかりと定着させて、より前向きな対応を各地銀にとっていただきたい、その方向で引き続きやっていくつもりです。

金融の「金融重点強化プログラム」（仮称）については、これは「金融再生プログラム」の後とすることでしっかり作るということをやっていますけれども、これも夏から集中的に議論を始めなければいけないと思います。従って大きな目途としては、今年中にやはり中間報告的なものは出さなければいけないと思います。その上で、また議論を広くいただくということが必要になってくると思っています。その中身については、これはこれからですけれども、「金融再生プログラム」というのが銀行部門の不良債権という、いわゆる負の遺産の解消に焦点を当てたものだったわけですが、今回の「金融重点強化プログラム」（仮称）は、銀行部門だけではなくて保険、証券とか、金融システム全体を強化するものでなければいけないと思っておりますし、中身も負の遺産の解消ではなく、より前向きなもの、いわゆるプロアクティブなものでなければいけないと思っています。

(平成16年7月6日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 「リレーションシップバンキング」については、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」から[「中小企業金融特集（リレーションシップバンキング等）」](#)にもアクセスしてください。



Q： 「金融機能強化のための特別措置に関する法律（金融機能強化法）」の施行まで1ヶ月となりましたが、こちらについてのねらいや期待について聞かせてください。

A： この新法は、やはり地域の、先程から申し上げているようにマクロの指標は良くなっていると、それを地域に浸透させる、その中核になる地域金融を活性化する、機能強化させるという意味で、極めて大きな意義を持った法律であると思っています。御承知のような経緯で、すったもんだのあげく、しかし最後にはこの法律を通してもらいましたので、我々としては、できるだけ早くこれを使える形に持っていきたいと思っています。

この間に、我々としてもしっかりと政令等々を含めて準備を進めておりますけれども、また金融機関の皆様方にこの趣旨を理解して、これを前向きに経営戦略の中で活用していただくということが不可欠だと思います。そういう意味から、そうした意味での周知といいますか、PR、これもこの間急いでしっかりやっていきたい。できるだけ早くこれを使えるように今金融庁を挙げて努力をしているところです。

(平成16年6月29日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 「金融機能強化のための特別措置に関する法律」は、去る8月1日から施行されました。
「金融機能強化のための特別措置に関する法律」について、詳しくはアクセスFSA本号の「金融便利帳：公的資金」から「[\(2\) 金融機能強化法（公的資金新法）の今後の運用方針について](#)」を、またアクセスFSA第20号の法令解説「[金融機能強化のための特別措置に関する法律](#)」及び「[預金保険法の一部を改正する法律](#)」について」をアクセスしてください。



【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**公的資金による資本増強**」です。

(1) 過去の資本増強についての制度の実施状況（制度・増強額・残高等）

これまでの公的資金による資本増強としては、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復するための緊急措置として、**金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律**（以下「旧安定化法」）、及び**金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律**（以下「早期健全化法」）に基づき、金融機関等が申し出た場合に、国が金融機関等の株式等の引受け等を行ったものがあります。

実績としては、10年3月に旧安定化法に基づき、合計21行（現在では再編により12社）に対して約1.8兆円、11年3月から14年3月にかけて早期健全化法に基づき、合計32行（現在では再編により24社）に対して約8.6兆円の公的資本増強が実施（合計では34行（現在では再編により24社）に対し、約10.4兆円の資本増強を実施）され、これまでに、約2.2兆円が返済されています。（平成16年7月30日現在）

（注1） このほか、15年6月に預金保険法第102条に基づき、りそな銀行に対して1.96兆円の公的資本増強が実施されています。これは我が国及び同行が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずることを未然に防ぐためにとられたものです。

（注2） また、15年9月に金融機関等の組織再編の促進に関する特別措置法に基づき、関東つくば銀行に対して60億円の公的資本増強が実施されています。これは金融機関等の経営基盤の更なる強化を図るため、金融機関等の組織再編を促進するための特別措置として行われたものです。

公的資本増強行に対しては、早期健全化法に基づき、経営の合理化のための方策等を含んだ**経営健全化計画**の提出を求めています。また、公的資金の返済がなされるまでの間、計画の履行状況について報告を求め、これを公表することとしています。金融庁としては、公的資本増強行の経営健全化計画が着実に履行されるよう、適切にフォローアップを行い、公的資金の返済確保に万全を期すよう努めています。

※ これまでの資本増強額、返済額の詳細について、詳しくは、[預金保険機構のホームページ](http://www.dic.go.jp/index.html)（<http://www.dic.go.jp/index.html>）にアクセスしてください。また、資本増強行の経営健全化計画については、金融庁ホームページの[「経営健全化計画など」](#)から各行の計画にアクセスしてください。

(2) 金融機能強化法（公的資金新法）の今後の運用方法について

地域等における金融の円滑化に向けた金融機関の取組みに対し国が資本参加することを通じて金融機能の強化を図る新たな公的資金制度が創設され、去る8月1日から施行されました。

（第159回国会において「**金融機能の強化のための特別措置に関する法律**」が成立しました）。

新たな公的資金制度は、時限的な枠組みであり、金融機関は、平成20年3月までの間、自己資本の充実を図るために株式等の引受け等に係る申込みをすることができます。

- ・ 1 実際の株式等の引受け等を行うのは預金保険機構から業務の委託を受けた協定銀行（RC



- C) となります。
- ・2 当該制度については、金融機関の自主的な判断のもと、金融機関からの申請に基づき、国が資本参加するものです。

株式等の引受け等を申し込む金融機関等は、**経営強化計画**（実施期間：3年以内）を主務大臣に提出しなければならないとされています。

経営強化計画には、地域における金融機能の強化という法の目的に照らして適的なものを定めることが求められています。すなわち、経営強化計画を提出する金融機関が中長期的に安定した金融機能を発揮するためには、経営改革が確実に行われる必要があります。まずは、こうした経営改革の実行を評価するための一般的な指標である収益性や効率性について、数値目標の設定とその達成のための方策（ビジネスプラン）の経営強化計画への記載が求められています。

次に、経営強化計画については、公的資金の投入先として規律ある経営の確保を求める趣旨から、責任ある経営体制の確立に関する事項の記載が求められ、また、地域経済に対する具体的なアウトプットを求める趣旨から、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策の記載が求められています。

更に、資本参加に伴う経営陣等のモラル・ハザードを回避する観点から、資本参加を受ける金融機関の自己資本比率が基準値未満の場合には、株式等の引受け等の決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項の記載が求められ、また、合併等の抜本的な組織再編成を行う場合を除き、経営強化計画の終期において数値目標が達成されない場合における経営責任の明確化（結果責任の明確化）に関する事項の記載が求められています。

国の資本参加の決定に当たっては、当局において、当該経営強化計画について、法令や「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」（[ピックアップ：中小企業金融「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正について」](#)参照）に基づき、①収益力・効率性等の向上が見込まれること、②地域における金融の円滑化が見込まれること、等の要件を厳正に審査するほか、所要の事業再構築など、金融機関に自助努力を求めることとしています。

なお、経営強化計画の審査に当たっては、ビジネスプラン及び数値目標の妥当性や実現可能性について、金融、法律、会計等に関して優れた見識を有する5人以内の委員から構成される**金融機能強化審査会**から意見を聞く仕組みが整備されており、先般（8月6日）、同審査会の委員が任命されたところです。

また、資本参加を行った金融機関に対しては、資本参加の終了までの間は、経営強化計画のフォローアップ等を通じて資本参加に見合う経営改革の実現を期す必要があることから、特段の理由なく計画値と実績との間に大幅な乖離が生じ、改善への努力が見られない場合等については、必要に応じ、経営強化計画の履行確保に向けた監督上の措置を行うこととしています。

※ 金融機能強化法については、アクセスFSA第20号の法令解説 [「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」](#) 及び [「預金保険法の一部を改正する法律」](#) についても掲載していますので、アクセスしてください。



【お知らせ】

○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【[竹中大臣に質問!](#)】、【[伊藤副大臣に質問!](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「[大臣に質問](#)」あるいは「[副大臣に質問](#)」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣又は副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



【7月の主な報道発表等】

- 1日(木) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について）の一部改正
[アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数の公表
- 7日(水) [アクセス](#) ・ 東海東京証券株式会社に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 「平成16年度金融庁政策評価実施計画」の策定等について（パブリック・コメント）
- 13日(火) [アクセス](#) ・ FATFによる対抗措置該当国の解除及び非協力国・地域リスト等の公表
- 16日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社九州親和ホールディングスに対する行政処分
[アクセス](#) ・ 株式会社熊本ファミリー銀行に対する行政処分
- 20日(火) [アクセス](#) ・ 大和証券株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
[アクセス](#) ・ ありがとう投信株式会社に対する投資信託委託業者の認可
- 23日(金) [アクセス](#) ・ 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」及び「預金保険法の一部を改正する法律」関係政令（案）等に対するパブリックコメント結果
[アクセス](#) ・ 関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況の公表
[アクセス](#) ・ ゲット証券株式会社に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況の公表
- 27日(火) [アクセス](#) ・ 「平成16事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」の公表
・ 財務局長会議開催
- 28日(水) [アクセス](#) ・ 「平成16事務年度検査基本方針及び検査基本計画」の公表
- 29日(木) [アクセス](#) ・ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正
- 30日(金) [アクセス](#) ・ 16年3月期における不良債権の状況等
[アクセス](#) ・ 経営健全化計画の履行状況の公表
[アクセス](#) ・ 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

